

# 学校図書館の歩み

「人」をめぐる歴史と展望

第61回北海道図書館大会 第3講座

2021.9.3 野村邦重

# はじめに

1. 前史：黎明期
2. 草創期：学校図書館の誕生 スタートでのつまづき
3. 低迷・胎動期 学校司書の配置進む
4. 前進期：役割の見直し 法改正運動の混迷
5. 進展期Ⅰ 図書整備
6. 進展期Ⅱ 司書教諭発令
7. 進展期Ⅲ 学校司書の明文化
8. 今後の展望

# 1.前史：黎明期 明治時代：「学制」発布～戦前

学校図書館の制度化がない時代  
(法令による規定がない)

## ◆大正自由教育(大正新教育):大正デモクラシー

○「赤い鳥」鈴木三重吉

○ドルトン・プラン(自由と協同):自学主義

○生活綴方教育・自由画教育

○児童のための図書館:児童文庫

## ◆昭和初期:抵抗の教育運動の中で

○生活綴方、新教・教労運動～子ども図書館、学級文庫、児童読み物

塩見 昇『日本学校図書館史』1986 全国学校図書館協議会

## 2-1. 学校図書館の誕生：草創期

### 戦後の新教育運動の中で

- ▶ 1946 「新教育指針」
- ▶ 1947 日本国憲法－教育基本法－学校教育法
- ▶ 1948 「学校図書館の手引き」→1949 学校図書館基準・伝達講習会
- ▶ 1950 全国学校図書館協議会（全国SLA） 結成
- ▶ **1953 学校図書館法**

### 占領政策の中で、アメリカの学校図書館の考え方・政策の導入

中村百合子『占領下日本の学校図書館改革 アメリカの学校図書館の受容』2009 慶応義塾大学出版会

今井福司『日本占領期の学校図書館 アメリカ学校図書館導入の歴史』2016 勉誠出版

安藤友張「戦後初期の日本における学校図書館法の成立過程」2012

根本 彰『教育改革のための学校図書館』2019 東京大学出版会

## 2-2.学校図書館の誕生：草創期

### 戦後の新教育運動の中で

戦時体制からの解放（治安維持法・特高警察）

「新教育指針」 占領政策＋大正時代の「新教育」の再生、発掘・再評価

戦後の「新教育」への期待＝意識の高揚

読書熱の高揚・・・図書の共有実現・読書施設設置要求

各地の学校図書館（文庫）づくり：燎原の火のごとき広がり

1950 全国学校図書館協議会（全国SLA） 結成

結成宣言「学校図書館が民主的な思考と、自主的な意志と、高度な文化とを

創造するため教育活動において重要な役割と任務を持っている」

「人とカネを求めて」国会請願署名 1952.6-12 925,000余(トラック1台分)

1. 学校図書館費用：公費による財政的措置
2. **専任司書教諭＋専任事務職員**
3. **司書教諭制度の法制化**
4. 司書教諭養成
5. **学校図書館専任指導主事**

## 2-3. 学校図書館の誕生：草創期

### 戦後の新教育運動の中で

#### ▶ 幻の学校図書館法（法案）1953.1

- 施設
- 専任司書教諭（免許制）、その他の職員

#### ▶ 学校図書館法（成立法）1953.8.8

- 設備
- 司書教諭（充て職）、「当分の間」猶予規定

- 大蔵省や文部省による財政面での問題の指摘により、大幅に後退
- 普通免許と別に司書教諭免許をつくることで複雑化することを避ける（文部省）
- 免許状を授与する養成課程の不備
- 「学校図書館の教育上の使命」に対する理解不足（文部省・教育現場）：現在も続く

## 2-4. 学校図書館の誕生：草創期

戦後の新教育運動の中で

▶ **スタートでのつまづき**が、今も大きく影を落としている。

▶ 司書教諭・・・「充て職」

50年間放置 1953→2003

▶ 学校司書・・・規定なし

民間ベース（PTA雇用など私費職員）で配置が進む

1952年・・・ 532人

1957年・・・4000人超

→地方自治体での雇用・配置へ 1960

61年後に法制化（努力規定） 2014

# 3. 学校図書館の低迷・胎動期

- ▶ 「学校図書館法」制定後、低迷したのはなぜか。

朝鮮戦争を契機に、日本の占領政策の転換

「系統学習」～知識暗記型、受験戦争

金がない。人がいない。

- ▶ 胎動の動きとは何か。

- **全国SLA～学校現場での理論と実践の蓄積**

- 子ども文庫・家庭文庫の運動・・・1960年代後半

- 図書館づくり市民運動・・・1970～1980年代

- **学校司書の配置が進む。実践の蓄積と組織化**

- 高等学校での学校司書の実践

- 学校図書館問題研究会結成 1985

- 小中での配置促進

- 学校図書館を考える会 1990前後～

**「学校図書館に人を」の運動の広がり**



# 4-1. 学校図書館の役割の見直し 前進期

1957 全国SLA札幌大会 「単なる事務屋でもなければ事務助手でもない。立派な専門職である。」

**「学校司書」**の呼称が広く使われるようになる。

1959 「学校図書館基準」 学校図書館職員：司書教諭及び事務職員を置く。

1960 「教育費に対する住民の税外負担の解消について」 文部省事務次官通達

私費雇用職員を、自治体独自の公費採用へ

1963 「学校図書館の管理と運用」 学校図書館事務職員：技術的職務、奉仕的職務

司書教諭を助けて事務的な仕事を担当する学校図書館事務職員の配置が望まれる

## ▶ 「学校図書館法」改正の動き

1961, 1963, 1969, 1972, 1973

**司書教諭必置・学校司書の制度化**

※ **法改正運動の混迷**：学校図書館専門職員像をめぐって（司書教諭と学校司書の関係をどうとらえるか？）

1975 四者合意（全国SLA＋教職員組合3団体）→ **「2職種併置は法制上困難」** 人事院見解

■ 学校図書館職員の在り方をめぐって、見解の相違・不一致・対立が生まれる。

## 4-2. 学校図書館の役割の見直し

## 前進期

- ▶ 1971 中央教育審議会答申「**第三の教育改革**」 : 高度経済成長の終焉

「自主的、自律的に生きる力を持つこと」

「**自ら考え、正しく判断できる力**」を持つ児童生徒の育成

「自己教育力」、「自ら学ぶ力の育成」

- 1985 全国SLA「**学ぶ者の立場に立つ教育を一教育改革への提言**」

教育の主人公は、あくまでも児童生徒であり、教師中心の  
教え込む教育から、児童生徒が**自ら学ぶ教育**を創造すること。

そのための緊急な課題が、**学校図書館の充実発展** : **司書教諭・学校司書の全校配置**

- 1991 全国SLA「**学校図書館憲章**」

学校は、「児童生徒が自ら課題を発見し、情報を探索し、発表し、討論して、創造的に知識を  
自己のものとするような学習を展開すること」 = 「**自学能力を高める教育**」

「読書教育は、民主主義社会における学校教育の基本的使命である」

「**学校図書館は、学校教育における中核的な機関**」 : 情報センター、学習センター、読書センター

# 学校図書館憲章（全国SLA）

- ▶ 全国学校図書館協議会ホームページ

ホーム> 図書館に役立つ資料> 学校図書館憲章

[全国学校図書館協議会 | 学校図書館憲章 | 学校図書館憲章 \(j-sla.or.jp\)](#)

<https://www.j-sla.or.jp/material/sla/post-33.html>

## 5. 学校図書館の進展期 I (図書整備)

1992 学校図書館充実のための4つの施策：文部省 悉皆調査

1993 「学校図書館図書標準」設定

「学校図書館図書整備新5カ年計画」(第1次)：小中学校の蔵書を1.5倍にする予算措置

1995 「児童生徒の読書に関する調査研究協力者会議」報告

「子供と読書とその豊かな成長のために～三つの視点、10の提言」

～新しく魅力的な学校図書館をつくるために～

1996 中教審答申 『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について』

知識の習得に偏りがちであった教育から、

**自ら学び、自ら考える力**などの[生きる力]を育成する教育へ

生涯学習の基礎的な資質の育成

# 6-1. 学校図書館の進展期 II (司書教諭の12学級以上に必置)

1997 「学校図書館法」改正：司書教諭12学級以上に配置

2003年実施 猶予既定の撤廃：1953年から50年かかる

●「学校司書」には触れず

評 価

- A: 「半歩前進」 ・ 行財政の厳しい現状下で、定員措置を伴う（人件費のかかる）改正はできない。  
・ 関係者の中でも合意のない学校司書の問題には立ち入らない。
- B: 「不満は残るが一步前進」 附帯決議に盛り込まれた内容を実現していくことが今後の課題
- C: 「評価しつつも後退」「強い危惧と不安」 → 「専任・専門・正規」の学校司書の配置を

※塩見 昇『学校図書館職員論』36～40P

## 6-2. 学校図書館の進展期 II (司書教諭の12学級以上に必置)

1998・1999 学習指導要領改訂

「総合的な学習の時間」創設

＜調べ学習、探究学習、学校図書館の活用＞

1998 「学校図書館司書教諭講習規定」改正（文部省令）：5科目10単位

1999 国際図書館連盟・ユネスコ共同『学校図書館宣言』：すべての者の教育と学習のための学校図書館

2000 「子ども読書年」「国際子ども図書館」設立

2001 「子どもの読書活動推進に関する法律」～子どもの読書活動推進計画の策定

2002 「学校図書館図書整備新5カ年計画」（第2次）

2005 「文字・活字文化振興法」

2007 「学校図書館図書整備新5カ年計画」（第3次）

2009 「これからの学校図書館の活用の在り方等について」（子どもの読書サポーターズ会議：報告）

2010 「国民読書年」

2011 「国民の読書推進に関する協力者会議」報告

2012 「学校図書館図書整備新5カ年計画」（第4次）

# 「学校図書館図書整備新5カ年計画」

野村 2017

|                                      | 図書整備  | 新聞購入   | 学校司書   |
|--------------------------------------|---|--|--|
| <b>第1次</b><br>1993～1997<br>(H5～H9)   | <b>●約500億円</b><br>(毎年約100億円)<br><br>蔵書×1.5目標<br>司書教諭12学級以上<br>配置            | 1993 図書標準<br>1997 学図法改正<br>1998 学指：総合的な学習                                      |  |
| <b>第2次</b><br>2002～2006<br>(H14～H18) | <b>●約650億円</b><br>(毎年約130億円)<br><br>増加冊数分：継続                                | 2000 子ども読書年<br>2001子ども読書推進法<br>2005文字活字文化振興法                                   |  |
| <b>第3次</b><br>2007～2011<br>(H19～H23) | <b>●約1000億円</b><br>(毎年約200億円)<br>増加冊数分+更新分                                  | 2007 教育基本法改正<br>2008 学校教育法改正<br>2008学指：言語活動の充実                                 | 2009 子どもの読書<br>サポートーズ会議<br>2010 国民読書年<br>2011 国民の読書推進<br>協力者会議   |
| <b>第4次</b><br>2012～2016<br>(H24～H28) | <b>●約1000億円</b><br>(毎年約200億円)<br>増加冊数分+更新分                                  | <b>●約75億円</b><br>(毎年約15億円)<br><br>2014 学図法改正<br>2014 資質能力向上：報告<br>2016 整備充実：報告 | <b>●約750億円</b><br>(毎年約150億円)<br><br>司書教諭+学校司書<br>協働<br>モデルカリキュラム |
| <b>第5次</b><br>2017～2021<br>(H29～)    | <b>●約1100億円</b><br>増加分：約325億円<br>更新分：約775億円<br><br>2020 学指：<br>主体的・対話的で深い学び | <b>●約150億円</b><br>(毎年約30億円)<br>小1紙、中2紙<br>高4紙<br><br>メディアの充実                   | <b>●約1100億円</b><br>(毎年約220億円)<br>小中：1.5校に1名<br><br>人の配置          |

# 7. 学校図書館の進展期 III (学校司書の法制化)

2014 「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策について」  
(学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議：報告)

**2014 「学校図書館法」改正 学校司書の明文化・努力義務規定**

2016 「これからの学校図書館の整備充実について」

(学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議：報告)

○ **「学校図書館ガイドライン」** 「学校図書館基準」に相当

○ **「学校司書のモデルカリキュラム」**

2017 **「学校図書館図書整備新5カ年計画」(第5次)**

2020 「学習指導要領」改訂：**「生きる力」**、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」

○知識の理解の質を高め資質・能力を育む **「主体的・対話的で深い学び」**



# 8-1. 学校図書館の今後の展望

## 司書教諭と学校司書は、車の両輪

### ▶ 司書教諭

司書教諭は、**教諭の兼務で「充て職」**として学校図書館の運営にあたる。（現行）

従前の学校運営上の校務分掌としての図書館担当としての配置としてしかとらえていない実態がほとんどと言える。

現行では12学級以上の学校では必置だが、その**基準を下げて**いくことと、司書教諭の授業担当時数の**軽減措置**が必要である。できれば**「専任」**が望ましい。

教育法制上では、職務内容と必置の明示、免許資格の規定、教員定数の確保などが課題となる。

実際には、ある程度教職経験を積んで教育課程に精通した人が、「教務主任」と並ぶ**「図書主任」**として、学校の教育計画に参画し、学校図書館の活用を進めることにならなければ、司書教諭としての役割を果たすことはできない。そうでなければ、学校図書館が「学校の心臓部」とはなりえないであろう。

司書教諭資格を持っているというだけで、司書教諭を発令しても、校務分掌の図書館担当の域を出ない。それでは、何の役にも立たない結果となる。

## 8-2. 学校図書館の今後の展望

### 司書教諭と学校司書は、車の両輪

#### 司書教諭

「学校図書館法」では、

第5条 学校には、**学校図書館の専門的職務を掌る**ため、司書教諭を置かなければならない。

司書教諭は、主幹教諭、指導教諭又は教諭をもって充てる。

司書教諭講習を修了した者（5科目10単位）

「学校図書館ガイドライン」では、

司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、**学校図書館の運営に関する総括**、学校経営方針・計画等に基づいた**学校図書館を活用した教育活動の企画・実施**、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。

また、司書教諭は、**学校図書館を活用した授業を実践**するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に**助言**するよう努めることが望ましい。

- 「充て司書教諭」で、**学校図書館の専門的職務を掌ることができるのか。**

## 8-3. 学校図書館の今後の展望

### 司書教諭と学校司書は、車の両輪

#### ▶ 学校司書

学校司書は、法制化もあり配置が増加する傾向にあり、おおむね図書館の仕事にほぼ専念している。

しかし、その身分と待遇は、嘱託あるいは臨時的な任用が多く、図書館の仕事に従事する時間が短いなど、勤務条件が十分とは言えない。会計年度任用職員。

学校司書は、学校図書館担当事務職員ではなく、学校教員とは専門性を異にする**教育専門職**として、研修の機会保障、基礎資格の向上、身分の安定などが課題となる。

**学校司書配置の義務化**と**配置促進**の方策が期待される。

＜行政職か、教育職か＞

参照「学校図書館職員配置の基本的条件」（学校図書館問題研究会）

1. 学校図書館の仕事に専念できること
2. **司書資格**を持っていること
3. 正規職員であること
4. 1校に1名（以上）の配置であること
5. フルタイムで働けること
6. 継続して働ける職であること
7. 研修の機会が保証されていること

**「専門・専任・正規」による学校司書の配置**

## 8-4. 学校図書館の今後の展望

### 司書教諭と学校司書は、車の両輪

#### 学校司書

「学校図書館法」では、

第6条 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、**専ら学校図書館の職務に従事する職員**（学校司書）を置くよう努めなければならない。

国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

「学校図書館ガイドライン」では、

学校司書は、**学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに**、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。

具体的には、1 児童生徒や教員に対する**「間接的支援」**に関する職務、2 児童生徒や教員に対する**「直接的支援」**に関する職務、3 教育目標を達成するための**「教育指導への支援」**に関する職務という3つの観点に分けられる。

- **「司書教諭」と「学校司書」は、対等の関係で「協働」して学校図書館の運営にあたる。**

# 司書教諭、学校司書の配置状況

文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

2020年5月1日現在 ( )内は全国平均

**北海道**

|            | 司書教諭         |              | 学校司書         |
|------------|--------------|--------------|--------------|
|            | 12学級以上       | 11学級以下       |              |
| <b>小学校</b> | <b>98.9%</b> | <b>12.5%</b> | <b>24.8%</b> |
|            | (99.4%)      | (30.7%)      | (69.1%)      |
| <b>中学校</b> | <b>98.9%</b> | <b>13.5%</b> | <b>33.9%</b> |
|            | (98.8%)      | (31.0%)      | (65.9%)      |
| <b>高校</b>  | <b>95.4%</b> | <b>16.2%</b> | <b>6.2%</b>  |
|            | (98.5%)      | (38.7%)      | (66.4%)      |

## ■日本高等学校教職員組合（一橋派） 学校司書部 2013

リーフレット『いつでもおいで！学校図書館 **すべての学校図書館に 学校司書の配置を**』

全日本教職員組合 [全日本教職員組合 \(zenkyo.biz\)](http://zenkyo.biz)

ホーム>全教の取り組み>専門部の取り組み>学校司書部>学校司書部のとりくみ一覧

●日高教の資料 Pdfデータ 2013日高教学校司書リーフ

## ■日本教職員組合 「政策制度要求と提言」作成委員会 2019.8

- メディア・リテラシー教育の充実をはかるため、「読書センター」「学習センター」及び「情報センター」としての学校図書館を整備・充実させること。
- 学校図書館法改正の趣旨を踏まえ、**学校司書の全校配置**を進めること。

### ●学校図書館職員

学校図書館教育の充実、専任、教育職2級、現職者移行の原則にもとづく**専任司書教諭制度**を確立する。

- 司書教諭の専任配置を法制化すること。
- 教育の継続性や指導の観点などから学校司書の民間委託化を行わないこと。
- 学校図書館予算を充実すること。
- 「学校図書館図書整備5か年計画」（17～21年度、2,350億円の措置）を実効あるものとする。
- 安心して学校図書館教育に専念できるよう、学校司書の待遇改善や教育条件整備をはかること。

# 8-5. 学校図書館の今後の展望

## ▶ 将来展望

- 学校図書館を活用した教育実践の蓄積と広がり：実践の発信
- 「学校図書館の教育上の使命」の再検討 → **大同団結・共通理解**  
**目指すべきありかた** 「学校図書館も図書館である」～資料提供と知的自由を保障する  
「学校の中の図書館」～読書C・学習C・情報C・居場所
- 学校図書館職員の在り方について議論を深める 新しい学校図書館職員像の模索
  - 学校図書館を掌るのは誰か、「充て司書教諭」か、「学校司書」か
  - 学校司書は、行政職か、教育職か 当面の方向と将来展望
  - 2職種併置から1職種へ→「専任司書教諭」制度の検討
- よりよい教育の充実を目指して、市民運動として学校図書館の充実を進める  
地方自治体レベルの運動～**学校司書の配置促進**  
国の制度化～学校司書の**必置**、「**専門・専任・正規**」



## 8-6. 学校図書館の今後の展望

### ▶ 将来構想（私案）

- 「司書教諭」資格を持った「**図書主任**」の設置      「**充て司書教諭**」の廃止
- 「**学校司書**」資格の等級付け（**行政職**）
  - 「司書」資格 + 学校司書講習 → 「**学校司書1級**」      高校
  - 学校司書講習 → 「**学校司書2級**」      小・中学校
- 「**専任司書教諭**」資格（**教育職**）      「学校司書1級」 + 教員資格

<小・中学校>

図書主任（統括）

+

学校司書1・2級

<高 校>

図書主任（統括）

+

学校司書1級



専任司書教諭（統括）

（図書主任を兼ねる）

+

学校司書1級

※小・中学校においても

専任司書教諭の配置を進める

専任司書教諭（=図書主任）が統括



●参考文献

1) 高橋恵美子「**学校図書館法改正運動の歴史とその背景**」

『現代の図書館』Vol.32-1 1994 p.34-42

高橋恵美子：日本図書館協会 学校図書館部会 部会長

2) 高橋恵美子「**現時点で考えられる学校図書館職員制度とその考察 ー合意形成の可能性を探るー**」

『現代の図書館』Vol.35-4 1997 p.227-234

3) 中村 崇「**本来望ましい学校図書館職員制度とは**」

『日本図書館協会 学校図書館部会報』NO.45 2014.3.29 p.17-19

中村 崇：東京都 学校司書

●その他、別紙資料